

令和 7 年度 監査実施方針及び年間監査計画

第 1 監査実施方針

1 目的

本実施方針は、栃木市監査基準（令和 2 年栃木市監査委員告示第 3 号）第 10 条の規定に基づき、本市を取りまく環境、リスクの内容と程度、過去の監査等の結果と措置の状況及び監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性、重点項目等の方針を策定するものであり、市民から信頼される監査の実現をもって、住民福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的とする。

2 本市の状況

(1) 本市を取りまく環境

令和 6 年に入り、日本経済は日経平均株価が終値で史上最高値を付け、景気回復の兆しをみせているものの、実質賃金は 3 年連続での前年比マイナスとなるなど、生活実感として景気回復を感じられる状況には至っていない。

また、令和 6 年の日本の出生数は、9 年連続で最少を更新し、この状況は本市においても例外ではなく、令和 6 年の本市における出生数は 667 人であり、少子化は、依然として深刻な課題となっている。

(2) 財政状況

歳入においては、自主財源の根幹となる市税収入の伸びは、活発な社会経済活動によるところが大きいですが、物価の上昇に賃金の上昇が追いついていない状況であり、どこまで社会経済活動が回復できるかは不確定である。

また、歳出においては、物価の上昇による経常経費や、少子高齢化による社会保障費の増加の他、老朽化が進む公共施設等の維持管理にかかる支出増が見込まれる。

こうした歳入・歳出の状況を踏まえると、本市を取り巻く財政状況は依然不透明であり、今後も厳しさを増すことが予想される。

(3) 令和 6 年度監査等の実施状況等

令和 6 年度の監査等で指摘に該当する事項はなかったが、予備監査等においてリスクの程度が高いと判断した事案は、①支払い事務に関すること、②内部統制に関するものである。

①支払い事務に関しては、振込額及び振込先の誤り、支払期限を徒過した支払などが確認された。

②内部統制に関しては、時間外勤務命令及び振替指定の取扱いに対する認識が不足している事案、切手の管理に不備が見られる事案が確認された。

更に、全庁的に共通する事案としては、随意契約の事務に関して、予定価格の設定が確認できない事案が散見されたほか、根拠規定の整理が十分でない事案、見積書の徴収に関し、財務規則が改正されていることの認識不足による事案、長期継続契約の手続きに不備が見られる事案が複数の課において見受けられた。

これらの監査委員が指導等をした事項及び全庁的に共通して見受けられ改善を要する事項に基づき、リスクの識別・評価と内部統制の整備及び運用状況の検討を行った。

また、インボイスに関する事案、及び議会に付すべき財産の取得に関する事案については、潜在的リスクとして認識を要するため、各課への事前質問事項として取り上げた。

3 監査等の方向性と重点項目

前述の目的及び本市の状況を踏まえ、監査等の方向性と重点項目を次のとおり定める。

(1) 監査等の方向性

ア 事務事業の適正な執行の確保に向けて、公平・公正の立場で、適切に監査等を行うものとする。

イ 監査等の観点は、合規性及び正確性のみならず、本市の財政状況に鑑み、また市民の視点に立ちながら、経済性、効率性及び有効性の観点からも積極的かつ指導的に監査等を実施するものとする。

ウ 過去の監査等の結果や他の地方公共団体で問題となった事案、マスメディアで報道されるなど市民の関心が高い事案を基に、業務上のリスクの洗い出しを行い、その発生頻度や影響度を基にリスクを評価し、程度の高いリスクの潜在が懸念される事務について重点的かつ優先的に監査等を実施するものとする。

エ 事務の適正な執行を確保するためのルールやチェック体制が有効に機能しているかどうかなど、内部統制の整備及び運用状況に留意して監査等を実施するものとする

オ 監査結果が事務の改善と適正化に資するよう、指摘事項等に対する措置が監査対象部課や制度所管課において適切に講じられ、改善や修正が有効に進められているか適宜確認等を行い、監査の実効性を確保するものとする。また、監査結果を全庁的に周知することにより、監査等の効果を高めるものとする。

(2) 重点項目

合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、潜在するリスクの程度が大きいと判断し、重点項目とする内容は以下のとおりである（リスク・アプローチによる重点項目の抽出）。

ただし、リスクの識別・評価の進捗状況によっては、必要に応じて重点項目を追加し、監査等を行うものとする。

ア 現金等の管理に関するリスクへの対応

- ・対象リスク： 現金及び有価証券の管理について正確性、客観性及び明確性を欠くもの、管理体制に不備があるもの

イ 収入及び支払事務に関するリスクへの対応

- ・対象リスク： 法令に適合しないもの、市への信用を失墜し又は債権者に損失を与

えるもの

ウ 契約事務に関するリスクへの対応

- ・対象リスク： 法令等に定められた事項を欠く、又はその手続きが適切でない、契約内容に市に損害を与える危険性が潜在する等、契約事務の適正性、経済性及び有効性を損なうもの

エ 補助金等の交付に関するリスクへの対応

- ・対象リスク： 公益性、公平性及び有効性についての根拠が不十分なもの、及び関係法令と実務とにずれが生じているもの

オ 債権管理に関するリスクへの対応

- ・対象リスク： 債権管理上の必要事項が適切に把握されていないもの、督促等必要な措置がとられていないもの

カ 文書管理に関するリスクへの対応

- ・対象リスク： 文書の亡失、処理漏れ防止のために必要な措置がとられていないものの

キ 規制行政に関するリスクへの対応

- ・対象リスク： 許認可事務等の処理につき適法性、迅速性、確実性及び公正性を欠くもの、許認可要件等の周知が適切でないもの

ク 施設の管理に関するリスクへの対応

- ・対象リスク： 施設の安全管理に不備があるもの、指定管理者に対する指導監督が不十分なもの

ケ 内部統制の整備及び運用状況に関するリスクへの対応

- ・対象リスク： 事務の適正な執行を確保するためのルールやチェック体制が構築されていないもの、有効に機能していないもの

コ その他のリスクへの対応

- (ア) 過去の監査において指導等を行った事項について、是正又は改善がなされていないものの
- (イ) 法令又はルールの変更があった事項について、適正に対応がなされていないもの
- (ウ) 他の地方公共団体で問題となった事案で、本市でも同様の事案が見込まれるもの

第2 年間監査計画

1 監査等の種類及び対象

(1) 財務監査

ア 定例監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかという観点から、監査を行う。なお、リスク・アプローチに基づく監査として、重点項目につき監査資源を集中して投入する。

各部局単位とし、1年で一巡するよう実施する。ただし、学校については、学校単位で監査を行い（学校監査）、6年で一巡するよう実施する。

イ 工事監査

市が行う工事、設計業務委託等を対象として、設計、契約、施工等が法令等に適合し、適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を行う。対象工事等は、予定価格、内容等を勘案し、別に決定する。

ウ 随時監査

監査委員が必要と認めるときに実施するものとする。

(2) 行政監査

市の事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率かつ効果的に行われているかという観点から監査を行うものとし、定例監査に併せて実施する。なお、リスク・アプローチに基づく監査として、重点項目につき監査資源を集中して投入する。

なお、随時テーマを定め、各部局横断的に実施するものとする。

(3) 財政援助団体等監査

市が補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を与えている団体、公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務の執行が、その財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、併せて、財政的援助等の所管課の指導監督が適切に行われているかについて監査を行う。

対象団体は、補助金等の額、過去の選定状況等を勘案し、別に決定する。

(4) 例月出納検査

会計管理者及び企業出納員が保管する現金の出納について、毎月例日を定め、現金在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかについて検査を行う。

対象は、会計課及び上下水道局で、原則として毎月25日に実施する。

(5) 決算審査

一般会計及び特別会計決算については、決算書及びその関係書類が関係法令に準拠し作成されているか、計数は正確であるかを確認するとともに、予算の執行が適正かつ効率、効果的に行われているかについて審査を行う。

また、公営企業会計決算については、決算書及びその関係書類が法令に準拠し作成されているか、計数は正確で、かつ企業の経営成績、財政状態を適正に表示しているかを確認するとともに、公共の福祉の増進に努めつつ企業としての経済性を発揮した運営が行われているかについて審査を行う。

(6) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用する基金について、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が確実かつ効率、効果的に行われているかについて審査を行う。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率について、法令等に準拠し算定されているか、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査を行う。

(8) その他の監査

(1)から(7)までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求又は要求があったとき、若しくは監査委員が必要と認めるときは、法令に基づく監査を行う。

2 監査等の時期

別紙「令和7年度年間監査計画」のとおりとする。

3 監査等の実施体制

(1) 実施体制について

ア 監査委員2名で監査等を実施し、書記及び監査監が補助するものとする。

イ 監査等の実施にあたっては、事前に書記及び監査監による予備監査を実施し、その後、監査委員による本監査を実施するものとする。

ウ 予備監査の結果は、監査委員に復命するものとする。

(2) 各監査等の連携について

監査資源を有効に活用し、効率的で実効性のある監査等を行うため、次のとおり各監査等を連携して実施するものとする。

ア 定例監査と決算審査との連携

定例監査における、決算の計数の裏付けとなる個々の手続きの合規性と適正性、及び予算執行の経済性、効率性、有効性についての監査結果を決算審査に活用する。

なお、5月、6月に実施する定例監査においては、決算審査ヒアリングを併せて実施するため、前年度の予算執行状況も併せて監査する。

イ 例月出納検査と決算審査との連携

例月出納検査は、決算審査の一つの手続きとして位置付けて実施するものとする。